

# おおさか西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内  
発行人 河井 俊幸 編集人 茂見 寛二



清滝不動院下 (長畑裕史 会員)



あけまして  
おめでとうございます。



# 新年のごあいさつ

支部長 <sup>かわ い とし ゆき</sup> 河 井 俊 幸

新年あけましておめでとうございます。

支部会員の先生方におかれましては、つつがなく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は支部運営に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は度重なる台風の襲来や大規模な水害により各地で甚大な被害がございました。被害に遭われた方々には心よりのお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

昨年我が国が日本代表の大活躍に沸いたラグビーワールドカップに引き続き、本年は東京オリンピックが開催されます。今や我が国の特色でもある「おもてなし」の精神が如何なく発揮され、最高のオリンピックになることを確信しております。大阪においても近年のインバウンドのおかげで活況を呈しており、「モノ消費」から「コト消費」への変化を見るまでもなく、我が国を訪れる外国人の増加傾向はもはや定着の域に達しているものと考えられるのではないのでしょうか。この状況を維持し2025年の大阪万博へと繋げていくことが関西全体の課題であるのかも知れません。

また、昨年は税制においても消費税増税という大改正があり、初めて複数税率が導入されました。食料品等の軽減税率の適用やキャッシュレス決済でのポイント還元制度などが影響したのか、当初心配された大混乱もなく市況への影響は限定的にも感じられます。しかし、私たち税理士の顧問先企業等の決算申告等の事務負担に与える影響は大きく、税理士会をあげての対応が求められるところです。

また、我が国行政の効率化や国民サービスに資するものとして期待されるICT化も税理士会を

あげて推進している重点施策であり、電子申告納税制度の普及促進はもとより、マイナンバーを活用したマイナポータルによる行政の一元化は税理士を取り巻く環境を一変させる程の大変革がもたらされる可能性のあるものとして認識する必要があります。

支部の活動では、研修委員会と情報化対策委員会が年間36時間を大きく上回る受講機会を提供しており、会員の資質の向上と研鑽に資する活動をしております。また、厚生委員会では厚生事業を通じて会員の交流の場を提供しており、広報委員会は会報誌「おおさか西」の発行を通じて会員への情報提供や対外広報活動を行っております。税務支援対策委員会は税理士の社会的責務としての低所得者や小規模事業者への税務支援に留まらず、租税教室を通して未来の納税者への租税教育活動を積極的に展開しております。総務委員会は支部定期総会をはじめ、新春・夏季講演会と意見交換会などの諸行事を運営するほか新入転入会員オリエンテーションにより支部活動に積極的に参加いただける会員を増やす努力をしております。財務委員会ではこれらの支部活動に際し各委員会横断的に連絡を取りながら適切に予算内執行できる体制を取っており、内部統制制度の確立等の支部運営改革にも取り組んでおります。

会員の先生方には、本年も引き続き支部運営に倍旧のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、会員の先生方のご健勝とご事業の益々のご繁栄を心より祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

## 目次

- 新年のごあいさつ…………… 河井 俊幸 (2)
- 年頭のごあいさつ…………… 吉田 則幸 (3)
- 新春まわり年特集…………… (4)
- 税を考える週間行事…………… (6) (16)
- 委員会活動報告…………… (7)
- 委員会だより
- 新入・転入会員オリエンテーション… (8)
- 研修会…………… (8)
- 消費税・青色申告簿記教室…………… (11)
- 租税教室…………… (11)
- ボウリング大会…………… 河南 政明 (13)

- うまいもんめぐり……………蟹山 昇宏 (13)
- 西税務署からのお知らせ…………… (14)
- 大阪府・大阪市からのお知らせ…………… (15)
- 会員ひろば
- 新たな趣味……………杉本比呂無 (16)
- サンタクロースの元祖「シントクラス=Sinter Klaas」……………迫部 英一 (17)
- 新入・転入会員のご紹介…………… (18)
- 会員の動き…………… (19)
- 編集後記…………… (19)
- 写真コーナー…………… (20)



## 年頭のごあいさつ

西 税 務 署 長 よし だ のり ゆき  
吉 田 則 幸

新年、あけましておめでとうございます。

近畿税理士会西支部会員の先生方におかれましては、新春を健やかに迎えのことと心よりお喜び申し上げます。

昨年は地震や台風により、日本各地において甚大な被害が発生し、被害を受けられた皆様に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

また、スポーツに目を向けると、有名選手の引退も目立ったものの、ラグビーW杯での日本チームの大躍進や各種世界大会での若い世代の活躍など、あと半年後にせまった東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、明るいニュースもありました。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、情報通信の更なる発達と経済活動の国際化・ICT化が進展するとともに、昨年10月に導入された軽減税率制度により複数税率が実施されるなど大きな転換期を迎えており、納税者の皆様方の税務行政に対する関心もひととき高くなってきていると認識しております。

このような状況の中で、私どもの使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためには、職員一人一人が「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」に向けて、善良な納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

また、一方で、「納税者サービスの充実」を図ることも重要であり、税務手続のデジタル化や、

税務相談の効率化・高度化、税務署窓口のスマート化など、納税者の皆様が「より便利、よりスムーズに」申告・納税できる納税環境の整備に、一層努めてまいりたいと考えております。

納税者の利便性と私どもの事務の効率化に大きく資するe-Tax、ダイレクト納付の利用につきましては、先生方のご協力のおかげで順調に普及しておりますが、更なる利便性の向上と事務の簡素化・効率化を図り、添付書類・相続税を含めたe-Taxの一層の普及・定着に努めてまいりたいと考えております。

さらに、租税教育の充実におきましては、租税教室への積極的な講師派遣など多大なご尽力をいただき、質の高い租税教室を開催できたおかげで、開催希望が多数寄せられている状況であります。これもひとえ先生方の協力の賜物であり、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

しかし、こうした取組みは、一人税務署のみの力でなし得るものではなく、先生方のご協力が不可欠であることは言うまでもありません。先生方におかれましては、税務行政の良き理解者として、今後とも、より一層これまで以上のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が先生方にとりまして、なお一層の飛躍と繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

## あけましておめでとうございます

西支部役員一同

支 部 長	河 井 俊 幸
副支部長	櫻 井 圭 一
”	今 井 健 雄
”	田 坂 隆 司
”	茂 見 寛 二
”	吉 村 政 勝

副支部長	金 子 真 弓
”	笠 原 努
監 事	津 國 孝 二
監 事	細 川 雅 敏
監 事	石 橋 正 紀

# 新春まわり年特集



- ① 子年生まれの自分なりに思っている特徴
- ② 新年にあたっての今年の抱負
- ③ 新年の過ごし方又は思い出
- ④ すきな言葉(座右の銘など)

## 昭和 47 年生まれ

かじさ のぶ とし  
加治佐 敦 智



### 1. 特徴

働き者のイメージでしょうか。  
私は違いますが。

### 2. 今年の抱負

グアムへ家族といくこと。

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

基本、家族と過ごします。  
あと、幼馴染と遊ぶことにしてます。

### 4. すきな言葉(座右の銘など)

どんなことにも感謝なさい。  
と聞かされて育ちました。  
なかなか難しいですが。

### 2. 今年の抱負

消費税が10%に上がり、さらに税の負担が増え、税金を扱う側の責任を感じています。今年は税負担が増える分、顧問先さんにより分かりやすく説明をし、税への理解を深めてもらう努力をしたいと思います。

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

毎年、新年は近所の神社にお参りに行っています。歳をとったせいか、願い事はもっぱら平和な世の中と家内安全になりました。でも今年も美味しいお酒が飲める事が一番の願いです。

### 4. すきな言葉(座右の銘など)

勝った負けたと人と比べるから心が荒むものです。勝ち「価値」に置き換えて自分らしく他人と比べる事なく歩んでいけたら素敵だと思います。

ひがし かつ き  
東 克 樹



### 1. 特徴

ねずみ年生まれの特徴としまして、良い点は人に対しても仕事に対しても、まめであるという事です。しかし、まめであるが故、八方美人的な性格を有しています。なかなか本音が出ず、お酒の力を借りているのが私です。

まつ おか ひで かつ  
松 岡 秀 勝

### 1. 特徴

ユーモアセンスがあって真面目

### 2. 今年の抱負

家族でキャンプデビュー、ラフティングをチャレンジ(長年の夢)

### 3. 新年の過ごし方又は思い出

ここ4年連続信州八ヶ岳でスキー旅行で年越し。今年も信州八ヶ岳で年越し?

### 4. すきな言葉(座右の銘など)

人事を尽くして天命を待つ

## 昭和 59 年生まれ

はま  
濱ざき  
崎たかし  
高

## 1. 特 徴

子年生まれのプラス面の性格・特徴として、  
柔和・穏やかで我慢強い・几帳面といったこと  
があり、反対にマイナス面の性格・特徴として、  
はっきりと物事を言えない・溜め込んで爆発さ  
せる・問題から逃げがちといったことが挙げら  
れます。私もこれらのプラス面、マイナス面に  
少なからず当てはまると感じております。

## 2. 今年の抱負

実務の経験はもちろん、教養を身に着けたり、  
あるいは新しい趣味を見つれたり、実りのあ  
る年になるよう努めていきたいです。

## 3. 新年の過ごし方又は思い出

特別な予定は考えておりませんが、ゆっくり  
過ごし、地元奈良の神社へ初詣に行くことを予  
定しております。

## 4. すきな言葉（座右の銘など）

「人は人、自分は自分。」

上記1.にあるマイナス面を改善するためにも、  
人に流されてはいけないと思っております。そ  
のため、思い悩む状況においては、「人は人、  
自分は自分。」と自身に言い聞かせております。



## 【新春講演会と意見交換会のご案内】

日 付	令和2年1月10日(金)
場 所	アートホテル大阪ベイタワー
会 費	3,000円

## 《新春講演会》

時 間 午後5時～6時  
場 所 4階 アートグランドボールルーム  
講 師 西税務署 福田明宏副署長  
演 題 「税あれこれ」

## 《意見交換会》

時 間 午後6時～8時  
場 所 4階 アートグランドボールルーム

## 税についての作文 (税を考える週間行事)

全国納税貯蓄組合連合会及び国税庁が募集した「税についての作文」の中から優秀作品に近畿税理士会西支部長賞を贈呈いたしました。

本年度の受賞作品は次の作品です。

### Tax(税)に夢を託(たく)す?

大阪市立花乃井中学校

おい かぜ てる き  
追 風 輝 季

「消費税が八パーセントから十パーセントに増税されるなんて嫌だ。」「これから生活はどうなるの?」「理由なく増税なんてするもんじゃない。」という反対の声が多く上がっています。私も消費税が上がればお菓子やジュースを買い控えすると思います。消費が下がり、税収が減り、大人達がまた不景気だと叫び、そのあおりを受ける子ども達の笑顔も奪ってしまうのではないかと心配しています。それでも増税を進めるのは何故だろう、影響がどのくらいあるのか、他の方法がないのかなど考えてみようと思いました。

税が何に使われているのか。医療や警備、公共サービスと、生活に欠かせない事に使われています。私が風邪をひいて病院で診察を受けても定額の支払いであるのは税のおかげです。目に見えて有益な税の使い道がある一方で、大人たちが声を上げて怒っている事案もあります。意見の相違もありますが、多くの方が無駄と感じることには税を使わず、無駄遣いをしていませんと堂々と言えば、増税についても否定的な意見を言う人が減るのではないかと思います。税が本当に国民に必要なことで使われているかを心配しているから増税に反対する声が多く上がっているのではないのでしょうか。

日本の高齢化率を知っていますか。約二十七パーセント、世界一位の高齢者が多い国です。今働いている人たちが支払う社会保険料で年金を支払っています。給与の約十四パーセント、給与が二十万円の人は年間で約三十三万円納めています。

少子高齢化が続く中では、給与からの税収は増える一方です。

特定の人に負担が集中せず、国民全体が広く負担する消費税が一番安定していて、集めるのに適していることから、消費税の増税をするのがふさわしいという考えを財務省が公表しています。しかし国からの年金のみで暮らしている方にも同一に負担をしてもらうにはいかなものかと思いません。

結局、消費税増税は何の為にするのか。社会保障の財源にするためだと言っていますが、法人税減税の穴埋めの為に、景気の動向にも左右されない消費税で財源を賄うことが知られているから反対の声が多いのだと思います。法人税を減税しても企業は利益を内部留保し、海外進出の為に投資する現状です。

ではどうすればよいか。日本の高い技術力が海外から賞賛されています。日本でしか認められなかった物、例えばアニメやゲームは大人達が「そんなものは仕事にならない」と言ってきたものですが、今では世界を凌駕しています。古くからある日本の文化を学びたい人も増え、来日されています。高齢者の中には技術を継承できるが引退されている匠がたくさんいらっしゃり、社会復帰が出来ます。

私は日本から誇れる物を世界に発信し、海外に売り込むことで法人税や所得税を増収出来れば消費税を上げることはないと思います。

### 消費税と社会保障

大阪市立西高等学校

の むら りょう ま  
野 村 涼 真

私は日本の一般会計歳入額と一般会計歳出額の内訳の円グラフを見ていて、公債金と国債費を比べると、公債金の方が約10兆円も多い事に危機感を覚えた。

これが意味するところは、年に25兆円の借金をして、その内返済しているのは14兆円で、一年ごとに11兆円の借金を抱えることになる。つまり政府は財政赤字を抱えているのだ。

私は、何故日本は財政赤字に陥っているのだら

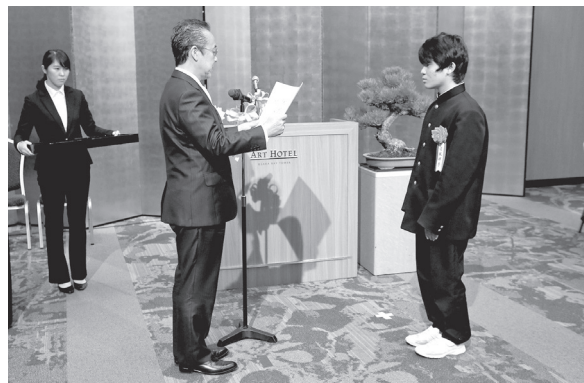
うかと疑問に思い、その原因について考えてみると、ある考えが浮かんだ。それは、消費税率と社会保障の不均等だ。

日本の消費税率は8%だ。今の日本社会ではこれでも高いと思われている。しかし私は日本と同じように先進国で社会保障が充実している欧州の国と日本を比較してみると、日本の消費税率は低いものだと思う。例えばイギリス、フランス、オーストラリアの消費税率は20%と日本の約二倍だ。さらに高い国ではデンマークやスウェーデン、ノルウェーで25%だ。皆さんはこれを、高すぎる！と思うかもしれないが、これがヨーロッパの先進国の標準的な消費税率なのだ。

私は、日本の社会保障は現状でも十分に充実していると考えている。学校は高校まで無償で通え、年金制度もあり老後も最低限の暮らしは保証されており、緊急時には警察官や救急隊が対価なしに駆けつけてくれる。そんな充実した社会保障があるにもかかわらず消費税率が8%とは低いと思わないだろうか。

このことから私は、日本の消費税率は今の社会保障と釣り合っていないと思う。その結果が今の財政赤字に繋がっているのではないかな。

このことから私は、消費税率は引き上げるべきだと考える。だが、恐らく現状の日本社会では、消費税率を上げるといのは大きな反発があるだろう。だからこそこれからは、国民全員が日本の社会保障への理解を深め、社会保障が充実している日本社会の消費税率の低さに気付くことが大切なのだと思う。



## 委員会活動報告

(令和元年8月～令和元年11月)

### 総務委員会

- 8. 7 夏季講演会と意見交換会
- 10. 16 臨時役員会
- 11. 19 新入・転入会員オリエンテーション
- 8月～11月 西税務署玄関前の会員名札版の整備

### 研修委員会

- 8. 7 第4回支部研修会
- 9. 26 第5回支部研修会
- 11. 20 第6回支部研修会

### 広報委員会

- 8. 8 支部会報第101号の校正
- 8. 16 支部会報第101号の再校正
- 8. 30 支部会報第101号の発送
- 11. 5 支部会報第102号の紙面構成と原稿依頼
- 11. 25 支部会報第102号の原稿収集と紙面割付

### 財務委員会

- 8月～11月 支部会費納入状況の確認と未納者に対する督促

### 税務支援対策委員会

- 8. 6 支部税対担当者会議
- 8. 16 消費税・青色申告簿記教室3者打合せ会
- 8. 20 支部租税教室担当者会議
- 11. 27 支部税対担当者会議
- 8月～11月 各種税務支援事業に派遣する税理士の選定

### 情報化対策委員会

- 9. 2 「マイナポータル・税務行政手続きの電子化に関する研修会」
- 8月～11月 支部ホームページ及び会員名簿の更新

### 綱紀監察委員会

- 8. 7 綱紀監察協議会
- 9. 13 綱紀監察事務連絡会議



# 委員会だより



## 新入・転入会員オリエンテーション

令和元年11月19日(火)法善寺浅草において新入・転入会員オリエンテーションを開催しました。河井支部長の歓迎の挨拶で始まり、副支部長からは各担当委員会活動の紹介や本会・支部の重点施策等の説明がされました。特に新入会員の先生から質問がありました36時間以上の研修受講義務や、確定申告相談会の支部間応援、消費税軽減税率制度実施に伴う軽減税率相談会への従事依頼がされました。

続いて大阪奈良税理士協同組合 山本仁昭理事より組合活動や加入のご案内があり又、若手会員を正会員とする「葉月会」の活動について池田祐作会長から紹介されました。

引き続き開催された懇親会では、季節の料理を堪能しながら、大いに懇親を深めていただきました。参加された新入転入会員の先生方がこれを機会に支部行事にご参加いただけるよう期待いたし

ております。

なお、支部ではこの新入・転入会員オリエンテーションを原則年2回開催し、新入転入会員先生には必ずご参加いただくこととしております。今回やむなくご参加いただけなかった先生方にも次回以降の新入・転入会員オリエンテーションにご参加いただきます。

参加人数	新入・転入会員	7人
	西支部役員等	13人
	合計	20人

## 第4回 支部研修会

令和元年8月7日(水)午後1時30分よりシティプラザ大阪において、令和元年度第4回支部研修会を開催しました。

講師に社会保険労務士の鳴尾春美先生をお迎えし、『働き方改革』迫られる企業の対応と推進される外国人雇用』をお題にご講演を頂きました。





講演は第1部「働き方改革」迫られる企業の対応について、その背景やどれほど企業にとって影響の大きい改革であるかを有給5日付与義務化や同一労働同一賃金への動きなどの具体例をもとに話され、影響力の大きさを再確認しました。

第2部外国人雇用については、増加する背景（人材不足への施策）や外国人材の採用と雇用管理上の注意点など、更に最近話題になった「新たな外国人材受入れ制度」に言及され、外国人材雇用の勘どころをお話いただき非常に有益な講演でした。

鳴尾春美先生の今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数 西支部 53人



## 第1回 ICT研修会

令和元年9月2日(月)午後1時30分より公益社団法人西納税協会3階において第1回ICT研修会を開催しました。

講師に近畿税理士会情報化対策部から税理士の宮本敏之先生をお迎えし「マイナポータル・税務行政手続きの電子化」と題してご講演を頂きました。

第一部で、マイナポータルの開設方法や将来の



税理士業務の関わりについて、今後のマイナポータルの活用方法がイメージしやすいように、具体的にご説明頂きました。また、第二部で税務行政の電子化で既に実施が決まっている利便性向上施策を中心にご説明頂きました。

宮本敏之先生の今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数 22人

## 第5回 支部研修会

令和元年9月26日(火)午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、令和元年度第5回支部研修会を開催しました。

講師に九州北部税理士会博多支部の税理士油布寛先生をお迎えし、「国外出向等、租税条約を通じた国際課税の考え方」をお題にご講演を頂きました。

税理士業務の中でも専門性が高い分野である「国際課税」について、コンビニで働いている外国人留学生は課税されているのか？という問いかけから、居住者・非居住者の判定や183日ルールの解説に話しは進み、海外出向や各国との租税条約の論点へ辿り着きました。

中でも特に、出向者に対する給与の較差補てん金で役員に対して支払われるものは寄附金となる取扱いが勉強になりました。

今回は、身近にある国際課税の問題から、基礎・応用までを丁寧に巡り、知識のアップデートに資する研修会となりました。

油布寛先生の今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数 西支部 48人 港支部 25人  
合計 73人



## 第6回 支部研修会

令和元年11月20日(金)午後1時30分よりアートホテル大阪ベイタワーにおいて、令和元年度第6回支部研修会を開催しました。

講師に天王寺支部の税理士松田昭久先生をお迎えし、「個人の金融商品の税務～有価証券を中心に～」をお題にご講演を頂きました。

超低金利時代が続く中、納税者は海外投資や仮想通貨など数々の資金運用を行っており、また、国税当局も近年、「富裕層」「海外取引」などのキーワードをもとにした調査体制にシフト化するなど、一層、個人の金融商品に関する税務面での関心が高まっています。そのような時節の中、事例を交えながら、わかりやすくポイントを押さえた形で講演いただきました。

今回の研修は、今後の実務に直結する非常に有意義な研修会でした。

松田昭久先生の今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数 西支部 49人 港支部 36人  
合計 85人



ご講演を頂きました。

講師の皆様今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数 16人



## 第7回 支部研修会

令和元年12月4日(水)午後1時30分より西納税協会3階において、令和元年度第7回支部研修会を開催しました。

今回はビデオ研修会という形で、令和元年7月25日に収録されたプロフェッショナルセミナー『医療法人の税務会計の留意点～基礎的な事項から最近の動向も踏まえて』についての研修会でした。

基本的な論点を中心でしたが、医療法の考え方から会計上及び税務上の注意点まで非常にわかりやすかったです。今後の実務に直結する非常に有意義な研修会でした。

参加人数 計18人

## 第2回 ICT研修会

令和元年12月2日(月)午後2時より公益社団法人西納税協会3階において、第2回ICT研修会が開催されました。

三部構成で、第一部は㈱ラクス正田哲也氏から「楽楽精算を使った関与先の事務合理化」というテーマで、第二部は㈱名南経営コンサルティングの向坂仁氏から、「工数分析から始める会計事務所の生産性向上」というテーマで、それぞれ講演いただきました。

また、第三部では、西支部会員の門田知也先生から「eLTaxによるダイレクト納付」について、

## 消費税・青色申告簿記教室

公益社団法人西納税協会において、石井邦佳会員を講師として、消費税・青色申告簿記教室を開講しました。

受講者 23人

### 講師感想

いし い くに よし  
石 井 邦 佳

昨年に引き続き、公益社団法人西納税協会主催の消費税・青色簿記教室の講師を務めさせていただきました石井です。

簿記教室は1年ごとに昼と夜の講義を入れ替えて開催しているようで、今年は18時から20時までの開催でした。夜の講義であったからか昨年と比べて、これから開業される予定の方も含め個人事業主の方の受講が多かったように思います。

講義内容については、ほぼ昨年と変わらず青色申告と帳簿の基礎知識から始まり、複式簿記の仕訳と帳簿のつけ方について事例を挙げて説明しました。昨年の講義アンケートで、もう少し簿記に特化して欲しいとの意見を頂いていたので、今年はテキストに載っているもの以外にも仕訳のパターンを多く紹介するように心がけました。それか

ら、決算処理として棚卸の評価や減価償却、貸倒の処理、修繕費と資本的支出などを説明し、最終回では消費税の仕組みと税額計算の方法と盛りだくさんの内容で、毎回時間配分が大変でした。また、どうしても初学者向けの講義になってしまい、経験者の方には物足りなかったかもしれません。振り返ってみると、もう少しこうした方が良かったかなという点もありますが、全6回の講義を無事に終えることができ、今はホッとしています。

実務的には会計ソフトの利用やクラウド会計が主流となっていますが、そのデータが正しいかどうかを見極める知識は、やはり必要になってくると思います。そういう意味でも、今回の簿記教室が受講生の皆様の今後の事業に役立てば幸いです。

最後になりましたが、西納税協会をはじめ関係者の皆様、ご協力ありがとうございました。



## 租 税 教 室

さか ぐち むね はる  
坂 口 宗 春

令和元年9月17日(火)午後4時20分からOCA大阪デザイン&IT専門学校にて租税教室の担当講師を務めさせていただきました。約80名の学生さんが教室に集まったの講義となりました。少しでも税金に対する意識を高めてもらえるよう、日常生活と税金がどのように関係しているのか、質問形式を取りながら講義をすすめました。予想以上に、学生さんから積極的な意見が飛び出し、いろいろな考え方を聞くことができました。後半は、より具体的に確定申告にあたっての注意点や、どのようなものが経費として認められるのかなどを話し

ていきました。将来は、マンガ家として事業所得を得ていく方たちもおられるため、家賃や取材費用などの取り扱いはどうなるのかといった質疑応答もありました。

今回の租税教室をきっかけに、税金をテーマにしたマンガを書いてみたい欲しいなあ～。そのときは税理士のスーパーヒーローが生まれるかも。



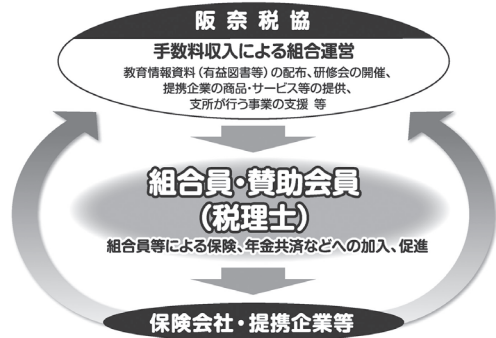
大阪・奈良税理士協同組合は……スケールメリットを生かした事業を行い、その収益を組合員の皆様へ還元しています

### ゆとりのために 経営者のための退職金

小規模企業共済制度

- 掛金は全額所得控除
- 月々1,000円～70,000円の範囲内で自由に選択可能
- 共済金は「廃業」「退職」時に受取りでき、節税効果もあり
- 共済金受取方法は、「一括」「分割」「併用」の選択可能
- いざという時、災害時等に貸付を受けられる制度あり

退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です。



また、**阪奈税協の共済制度へご加入、**  
または**関与先様へご紹介ください。**

### もしものときに 経営セーフティ共済

中小企業倒産防止共済制度

- 掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円まで)の借入が可能
- 無担保・無保証人で借入可能
- 掛金は損金(必要経費)に算入可能
- 40ヶ月以上納付、任意解約の場合、100%掛金が戻ります(12ヶ月未満は掛け捨て)

取引先の倒産!もしものときの資金調達しっかりサポートします。

### 労働意欲 元気の源 中退共済制度

中小企業退職金共済制度

- 掛金は全額非課税
- 新規加入の際は、国が掛金の一部を負担
- 掛金は月額5,000円～30,000円の範囲で選択可能
- 事業主と生計を一にする同居の親族も加入可能

国がサポートする中小企業の従業員のための退職金制度です。

お問い合わせ **阪奈税協** 06-6941-6888 または **日税サービス** 06-4794-0071 ※ご契約の場合、紹介事務費をお支払いいたします。

**大阪・奈良税理士協同組合** 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)  
TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800 URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>

## 近畿税理士会西支部の皆様へ

日本税理士共済会は、  
税理士どうしの助け合いから  
はじまりました。

昭和28年、西日本地方を襲った大水害を契機に  
業界で最初に生まれた税理士どうしの助け合い。  
それが原点です。

営利を目的とせず、税理士によって運営され、  
一貫して税理士とその家族、事務所職員の皆様の  
共済事業を行っております。

ぜひご加入ください。 日本税理士共済会  
理事長 石丸 修太郎



税理士事務所・  
税理士法人の職員の方は  
単独でも加入できます

- 税理士団体保障
- 選べる医療保障マイセレクト
- 所得補償
- おしどり保障
- 個人年金
- 大型年金
- 普通年金
- ハイパーメディカル

**日本税理士共済会** 電話(03)5740-0321 FAX(03)5740-0323  
e-mail [jim@zeirishikyosai.com](mailto:jim@zeirishikyosai.com)  
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

\*詳しい資料のご請求・お問合せは、お気軽にお電話ください。 ホームページはこちら → <http://www.zeirishikyosai.com>  
日本税理士共済会は、公益財団法人 日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

## ボウリング大会

かわ みなみ まさ あき  
**河 南 政 明**

令和元年12月5日、西税務署幹部の方々にも参加していただき、恒例の西支部ボウリング大会がラウンドワンスタジアム千日前で開催されました。ボウリングで身体を適度に動かした後の意見交換会で飲むビールが実に美味しい。私はそれが目的で参加しています。そんな訳でボウリング大会の方は、何時も気楽に参加しています。今回もいつものように楽しくプレーしました。まああのスコアだったのですが上位入賞には程遠い点数だったので、飛賞に入ったらラッキーぐらいに思っていました。

意見交換会でビールを飲み、良い気分ですっかりくつろいでいると成績発表が始まりました。ビックリ仰天。なななんと私が優勝です。例年の優勝スコアからするとかなり低かったのですが、何故か運よく優勝しました。嬉しいというよりも何か途惑った感じがしたのですが、周りの人と素直

に喜びを分かち合いました。さて、優勝の弁で何を話そうかとあれこれ考え酔いも一変に醒め緊張して待っていたのですが、指名されずそのままお開きになりホッとしました。楽しく有意義な時間を過ごし懇親を深めることが出来ました。ありがとうございました。

順位	氏名	1G	2G	ハンディ	合計
優勝	河南 政明	137	136	0	273
準優勝	長畑 裕史	150	122	0	272
3位	鳥家 誠	137	133	0	270



## うまいもんめぐり

### 【店名他】

Go-Ang Pratunam Chicken Rice  
 level G, The Market, 157 Ratchadamri Rd,  
 Lumpini, Pathum Wan District, Bangkok 10330  
 営業時間：10:00~22:00 (年中無休)

【予算】 100バーツ (約360円)

【紹介者】 蟹山昇宏会員

### 【おすすめポイント】

皆さんも既にご存知かとは思いますが、あのRaan Kaithong Pratunamが移転しました。ピンクのカオマンガイ (カオはお米、マンは油、ガイは鶏の意味) の通称でおなじみのミシュラン星獲得店です。以前はミシュランの名がかすむぐらい小汚くエアコンもない路面店でしたが、現在はとても綺麗なモールの中に移転しています。鶏ダシで炊かれたお米とプリップリの鶏肉を口の中に入れた瞬間に、バンコクまで来てよかったなと感じさせます。美味しいです。カオマンガイはスープ付きで65バーツ (約230円)。タイは名門ゴルフコースも多いですので、観光のついでに是非立ち寄ってはいかがでしょうか。

BTS「Chit Lom」駅から徒歩10分、MRT「Siam」駅から徒歩15分。



あなたのお勧めのお店をご紹介ください。

## 西 税 務 署 からの お 知 ら せ

### ○ e-Tax についてのお願い

#### (1) 確定申告書の早期送信について

関与先の納税者の確定申告書（所得税及び復興特別所得税・消費税）を提出される方は、e-Taxによる代理送信でお早めにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、e-Tax代理送信による場合は、代理人である税理士の電子証明書により身元確認が行われるため、改めて税理士証票の写しを別送する必要はございません。

#### (2) 贈与税・相続税の申告書について

贈与税の申告についても、e-Taxをご利用いただけます。贈与税・相続税の申告書を提出される関与先がございましたら、e-Taxによる代理送信で、ご提出いただきますようお願いいたします。

### ○ 振替納税の利用勧奨について

令和元年分確定申告の納期限及び振替納付日は、下表のとおりです。

「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の振替納税普及拡大のための利用勧奨にご協力をお願いします。

《令和元年分確定申告分の納期限及び振替納付日》

区 分	納 期 限	振 替 納 付 日
申告所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)	4月21日(火)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	3月31日(火)	4月23日(木)

### ○ 源泉所得税に関する各種改正について

「令和2年分 源泉徴収税額表」の改正や「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更が行われました。

また、給与所得控除及び基礎控除に関する改正や住宅借入金等特別控除の改正なども行われています。

### ○ 年末調整手続の電子化に向けた取組について

令和2年10月以降の年末調整において、「生命保険料控除」「地震保険料控除」「住宅借入金等特別控除」に係る控除証明書等について、勤務先への電子データによる提供が可能となります。

これに伴い、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を無償提供します。（令和2年10月国税庁ホームページ等にて公開予定）

また、電磁的方法による提出を受けるためには、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化へ向けた取組について」をご覧ください。

### ○ 税理士先生及び税理士事務所等の職員からの一般相談について

税務相談については、申告・納税等に際して真に手助けが必要な方を中心に対応していくことが基本であることから、税理士先生等からの一般相談については、国税庁ホームページ（タックスアンサー）をご覧ください。近畿税理士会に設置されている「業務相談室」をご利用いただきますようお願いいたします。

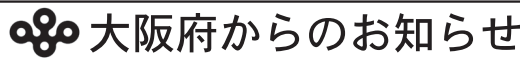
### ○ 租税教室の開催について

下記のとおり租税教室を開催しました。

(1) 令和元年9月9日、大阪府柔道整復師会専門学校、対象：3年、講師：坂口宗春税理士

(2) 令和元年9月17日、OCA大阪デザイン&IT専門学校、対象：マンガ・アニメ・小説科全学年、講師：坂口宗春税理士

税理士先生ならではの、税理士の業務と税金についてを上手く組み合わせて授業していただき、生徒からは「税金を納めて、社会に貢献するという意識をしっかりと持ちたい、税金を納める大切さを改めて感じ、とても有意義な授業だった。」等の声が多数寄せられました。

大阪府からののお知らせ

**地方税共通納税システムをご利用ください!**

すべての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税できる地方税共通納税システムを利用することにより、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。

- 1 納税できる税金の種類  
法人道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 2 地方税共通納税システムのメリット
  - (1) 全地方公共団体へ電子納税ができます。
  - (2) ダイレクト納付(※)ができます。
  - (3) 金融機関窓口等へのお出かけが不要となります。
  - (4) 電子納税で納付事務の負担が軽減されます。
  - (5) 手数料は無料です。

※ダイレクト納付とは、事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。

◆地方税共通納税システムの詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。 エルタックス 

**大阪市弁天町市税事務所からののお知らせ**

**償却資産の申告**

会社や個人で工場や商店などを経営し、その事業のために用いられる償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて、申告していただくことになっています。


- 申告期限** 毎年1月31日
- 提出先** 船場法人市税事務所 固定資産税（償却資産）グループ  
窓口へお持ちいただく場合は他の市税事務所でもご提出が可能です。

償却資産の対象となる資産を種類別に例示すると…

資産の種類	具 体 例	
①構築物	構 築 物	広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事など
	建物付属設備	受変電設備、自家発電設備、駐車設備、テナント内部造作など
②機械および装置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、土木建設機械、その他各種業務用機械および装置など	
③船舶	ボート、はしけ、貨客船、漁船、工作船、水中翼船など	
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
⑤車両および運搬具	大型特殊自動車、各種運搬具など (注)自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車などは、償却資産の対象には含まれません。	
⑥工具・器具および備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、じゅうたん・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用の生物など	

《問い合わせ先》 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ  
住 所 〒541-8551 中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館 2階北側  
電話番号 06-4705-2941 (平日9:00~17:30)

インターネットを利用した市税の申告・納税について  
自宅やオフィスからインターネットで ●法人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告 ●個人市・府民税の給与支払報告書などの提出 ●法人市民税、事業所税、個人市・府民税（特別徴収分）の電子納税 ●法人設立・設置届出書などの電子申請・届出ができます。

大阪市 エルタックス 検索 

# 会員の声

## 新たな趣味

— \* — \* — \* — \* — \* — \* —  
すぎもとひろむ  
杉本比呂無



顧問先に釣り好きの社長がおられます。釣りの腕はもちろんテレビの釣り番組に出演されたり、数千人の釣り連盟の会長を務めたりと趣味の域を超えています。以前からお誘いがあり、ようやく日程が合い淡路島へ1泊の釣りとなりました。初めての海釣りで宿泊することもあり旅行気分の参加となりました。淡路島への車の中はもちろん釣りの話です。海水温、潮の流れ、魚の習性などその奥深さに感心するばかりです。

釣り場は、海上釣り堀です。目的地に到着すると想像とは異なり広大な敷地にロッジが数十個、キャンプ場、バーベキュー場、イルカセラピーのイルカなどもいました。1日目は岸壁の足元でアジ釣りです。餌をまき、集まったアジを狙います。魚は小さく釣りというより引っ掛けているような感覚です。このアジ釣りはおまけの様なもので本番は2日目の鯛、ハマチ、シマアジ、カンパチなどです。

一夜明け、釣り場に出かけます。竿や仕掛け、エサもすべて用意して頂き、釣り方を丁寧に説明してもらいます。餌をつけていよいよスタートです。私のウキに小さなアタリが出ているようですが、私には判別が付きません。横であれがアタリであると教えてもらいエサの交換をします。投入しすぐにアタリが出ました。しばらくするとゆっくりと引いてきたので「合わせて」の声で竿を起こし、初めてのタイの強い引きを楽しみながら巻き上げました。「おめでとう第1号」の祝福もいただき順調な滑り出しになりました。

次は、竿と仕掛けを変え、エサは生きたアジでハマチなどを狙います。鯛と比べ物にならない引きがあると聞いていましたが、魚に人間が振り回されるような感覚で1匹釣るのにへとへとになりました。このような手厚いサポートのおかげで釣りを心から楽しめ、新たな趣味が増えました。



## 西区民まつりに参加 (税を考える週間行事)

令和元年11月3日(日)土佐公園において西区民まつりが開催され、「税を考える週間」行事の一環として支部からも毎年参加しています。本年は河井支部長他支部役員3名が参加いたしました。

会場には税務コーナーが設けられ、e-Taxの普及拡大への広報活動としてのパンフレットの配布、広く税について知っていただくための税金クイズ等の活動が行われました。

また、近畿税理士会西支部長賞受賞作品を含む、小中学生の税に関する作文や習字、標語等も展示され市民の皆様でにぎわっていました。





## サンタクロースの元祖 「シントクラス=Sinter Klaas」

— \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* —

さ べ えい いち  
こ 部 英 一  
追 部 英 一

皆様、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、オランダでは12月5日に、「シントクラスを迎える行事」があります。

「シントクラスっていったい何ですか」というご質問にお答えします。シントクラス〔オランダ語ではサンニコラ〕とはサンタクロースの元祖であり、はるばるスペインから船に乗ってきて、子供たちにプレゼントを届けるという「オランダ独特の行事」なのです。

実際にハーグの海岸に船が着いて、シントクラスの一行が上陸すると、セレモニーが行われ、その後にシントクラスは馬に乗って街中をパレードします。シントクラスは赤い僧侶に三角の頭巾を被ってお供に「ピート」という黒人の少年を従えます。このピートはプレゼントの入った袋を担ぎ、鞭を持っています。良い子には贈り物を配り、悪い子には鞭でたたくというので、オランダの子供たちは、この時期みんな良い子になり、他国の子供たちより20日早くプレゼントをもらう

こととなっています。したがって、オランダは12月に「シントクラスの日」と「キリストの降誕祭」で2度のクリスマスを迎えることになります。サンタが2度も来るなんて、子供たちは万歳ですが、親は大変ですね。

オランダ人がアメリカに移住した時、シントクラスの風習も一緒に伝わりました。シントクラスを下敷きにして、ニューヨークの作家がサンタクロースの物語を書き、それが世界中に広がったため、今日ではサンタクロースが一般的になったそうです。

したがって、アメリカでは黒人ピートは姿を消してしまいましたが、オランダでは年末の人気者なのです。店頭にはピート人形が飾られ、ピートの扮装をした宣伝マンが道行く人々に愛嬌を振りまくのですが、ひとつ間違えば人種差別問題になりかねない黒人の子供従者が、この地ではアイドルになっています。

シントクラス一行が、スペインへ帰る12月6日が過ぎると、街からピート人形は一斉に消え、代わってクリスマスツリーが主役になります。街路樹にも美しいイルミネーションが飾られ、厳冬の夜を鮮やかに彩るのですが、ジングルベルが鳴り響くことも無く、ツリーの電飾だけが、静寂の中で輝くだけなのです。日本のクリスマスはいかがでしたか。

## 葉月会からのお知らせ

### [令和2年新年会のご案内]

新年明けましておめでとうございます。先生方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、下記のとおり令和2年新年会を行います。現執行部によるイベントもこの新年会と定期総会を残すのみとなりました。

今回は研修会を行わず、新年会のみとなっております。おいしいお酒とお料理に、楽しい会話で盛り上がりましょう!

皆様是非ふるってご参加ください。多数のご参加お待ちしております。

■日時 令和2年1月23日(木) 18:00~20:00

■場所 北堀江ほおずき

大阪市西区北堀江1-14-24ラポール四ツ橋B1F 電話番号 050-5597-0439

<https://tabelog.com/osaka/A2701/A270201/27109676/>

■会費 ¥5,000 (税込)

■準備の都合上、1月17日(金)までに、メール[hadukikai.24@gmail.com] (又は FAX)にて出欠のご連絡をお願いします。(FAXでいただく際は、出席の場合のみご連絡願います)。キャンセルの場合も1月17日までにお願いいたします。誠に勝手ながら、それ以降のキャンセルにつきましては、後日会費を請求させていただきますのでご了承ください。

FAX送信先 石井会計事務所 石井 邦佳 宛 (06-6532-7895)

# 新入・転入会員です、よろしくお願ひします。



氏名 <sup>いま ふく ひろ ゆき</sup> 今 福 博 幸  
 生年月日 昭和33年7月13日  
 出身地 大阪府  
 血液型 O型  
 事務所 西区鞠本町1-12-4  
 信濃橋東洋ビル4階  
 TEL 06-6479-3870

趣 味 読書



氏名 <sup>もと かわ まさ ひろ</sup> 本 川 雅 啓  
 生年月日 昭和49年1月22日  
 出身地 大阪府  
 血液型 A型  
 事務所 西区北堀江1-1-7  
 四ツ橋日生ビル308号  
 TEL 06-6695-7951

経 歴 ベリングポイント株式会社→有限責任あず  
 さ監査法人→2018年8月 D&A総合会計  
 事務所設立 新月有限責任監査法人 代表  
 社員を兼務

趣 味 ドラム演奏

信 条 自利利他、独立公正

一 言 港支部より移籍して参りました。

どうぞよろしくお願ひいたします。



氏名 <sup>まる お くに ひろ</sup> 丸 尾 邦 広  
 生年月日 昭和31年1月29日  
 出身地 長崎県  
 血液型 A型  
 事務所 西区鞠本町1-12-6  
 マツモト産業ビル8F  
 税理士法人 亀岡合同総研  
 TEL 06-6584-3424(税理士法人)  
 070-4166-7464(個人携帯)

経 歴 H28.7 門真署退職

H29.7 大阪国税局再任用退職

H29.8 開業(西区)

H31.3 移転(粉河)

R1.9 社員税理士(西区)

趣 味 高校山岳部からの登山、ストレス発散のため  
の打放し

信 条 念願は人格を決定す 継続は力なり

一 言 よろしくお願ひいたします。

氏名 <sup>さこ べ えい いち</sup> 迫 部 英 一  
 生年月日 昭和27年1月9日  
 出身地 島根県  
 血液型 O型  
 事務所 西区北堀江1-5-2  
 四ツ橋新興産ビル907号室  
 TEL 06-6695-7775

経 歴 大阪国税局

趣 味 海外旅行・ゴルフ・釣り等

信 条 プラス思考の人生を送ること

一 言 海外旅行が好きなので、海外の新情報を毎月  
作成している。前支部東では「ひがし」  
に連続8回投稿している。



氏名 <sup>おお しお ゆう</sup> 大 塩 佑  
 生年月日 昭和61年7月13日  
 出身地 福井県  
 事務所 西区新町  
 経 歴 監査法人→事業会社経営  
 企画→経営コンサル(主  
 に事業再生支援)→開業

趣 味 エンターテイメント全般(特に音楽)、美味  
しいごはんとお酒をいただくこと

信 条 常に改善を目指す、目的達成に必要な役割  
を果たす、職業的倫理観を忘れない

一 言 誠実に、前向きに何事も取り組んでいき  
たいです。よろしくお願ひいたします。



## 会員の動き

令和元年8月1日～令和元年11月30日

◎新入・転入しました。よろしくお願ひします。

入会日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
元.08.21	74069	今福博幸	転入	西区靱本町1-12-4 信濃橋東洋ビル4階	6479-3870	6479-3871	南より
元.09.03	133346	迫部英一	転入	西区北堀江1-5-2 四ツ橋新興産ビル907号室	6695-7775	6695-7776	天王寺より
元.09.03	138278	本川雅啓	転入	西区北堀江1-1-7 四ツ橋日生ビル308号室	6695-7951	6695-7952	港より
元.09.21	137205	竹信直樹	転入	西区京町堀1-4-9 京町堀八千代ビル5階A号室 税理士法人フォルテシア	6225-2775	6225-2770	東より
元.09.24	141876	大塩佑	入会	西区新町2-5-1-504号	7639-8611	7635-5565	
元.09.24	141897	荒谷聡男	入会	西区江戸堀1-9-1 アクタス税理士法人 大阪事務所	6449-8682	6449-8683	
元.09.24	141908	秋山裕久	入会	西区南堀江4-17-18 原田ビル3階303号 税理士法人クオーレ	6539-5351	6539-5350	
元.09.28	136118	丸尾邦広	転入	西区靱本町1-12-6 マツモト産業ビル8F 税理士法人亀岡合同総研	6445-1311	6445-1585	粉河より
元.11.02	131867	田雄一郎	転入	西区立売堀1-5-9-903号	6586-6745		東より
元.11.09	127230	川口尚輝	転入	西区西本町1-3-10 信濃橋富士ビル 杉田宗久税理士事務所	6536-5572	6536-5703	豊能より
元.11.14	140125	室田昌克	転入	西区新町1-13-16 瀬戸松ビル7F 寺口昌伸税理士事務所	6538-5666	6538-5636	神戸より
元.11.19	95881	鶴岡忍	転入	西区江戸堀1-8-18 2F	6147-2611	6147-2614	南より

◎転出・退会しました。お世話になりました。

転出日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
元.08.01	134416	前田卓哉	転出	大阪市浪速区幸町1-3-16-702号	080-3812-8293		浪速へ
元.08.07	131866	植木靖	退会	尼崎市額田町10-8	7173-1840		尼崎へ
元.08.30	126227	岩崎大	転出	大阪市中央区瓦屋町2-12-15-721	6768-0852		南へ
元.09.04	124955	住谷清治	転出	大阪市北区太融寺町2-21 ニュープラザビル1001号			北へ
元.10.02	97066	北村佳之	転出	大阪市北区東天満1-11-15 若杉グランドビル別館9階			北へ
元.10.07	124893	森田國弘	転出	大阪市中央区瓦町1-7-1 エスベランサ瓦町ビル4階	6484-7535		東へ
元.10.23	24209	安藤則男	退会	大阪市西区京町堀1-15-8-7F 安藤竜太税理士事務所	6448-7711		業務廃止
元.11.01	136109	坂口知寛	転出	香芝市今泉775	080-8325-0824		葛城へ
元.11.08	135259	小林由起	転出	大阪市中央区瓦町2-4-10 廣瀬又一ビル			東へ
元.11.18	48273	海崎眞信	退会	西区西本町1-13-36 西本町芙蓉ビル4階	6534-9222		死亡

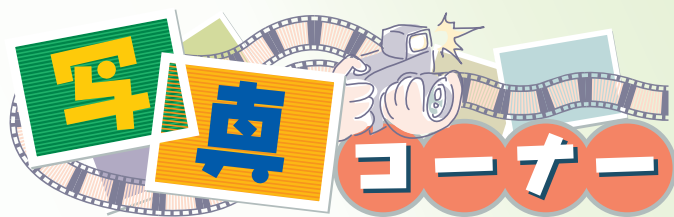
11月30日現在 会員数 343名 法人会員数 29件

### 編集後記

昨年は、「平成」が終わり「令和」になり、G20、ラグビーW杯と日本が世界に向けて様々なことをアピールできた年でした。一方税制について振り返ってみると、やはり消費税の増税（複数税率の導入）が大きな出来事では無かったでしょうか。まあ…事務負担が増えたこと…

今年は、東京オリンピックがあり、またラグビーW杯の様に盛り上がりを見せることでしょう。今年も一年頑張りましょう。「一年の計は元旦にあり」皆さんは何を今年の目標にしましたか？

(門田 知也)



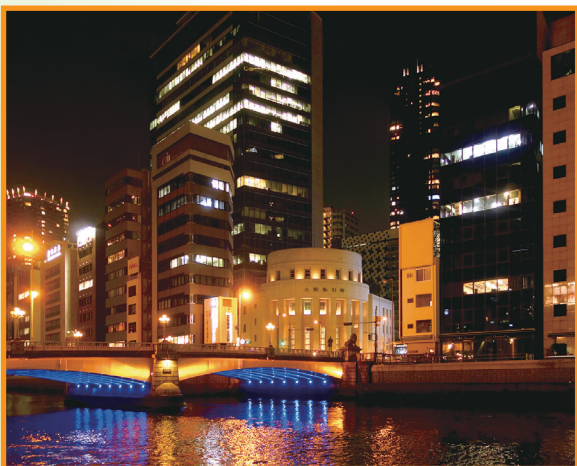
▲ 光の道 (杉澤雄一 会員)



▲ ハワイカイ (今井健雄 会員)



▲ 西区民まつり (税を考える週間行事)



▲ 水都 (林愛子 会員)



▲ 波紋 (真如堂・左京) (長畑裕史 会員)